

社会福祉法人小金井さくら会  
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人小金井さくら会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 理事及び監事とは、定款第15号による者をいう。
- (3) 常勤理事とは、前号の理事のうち、本法人に雇用され、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

(報酬額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 理事及び監事の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表2に基づき支給する。ただし、常勤理事には支給しない。

3 定期的かつ継続的に就業し法人業務を担当すると理事会が認めた場合、理事長の報酬は月額とし、別表3に基づき支給する。その場合、上記2項の報酬は支給しない。

(報酬支払い方法)

第4条 前条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 評議員、理事長、理事、監事はその職務を行うために要した費用を弁償する。

2 弁済費用は実費とし、費用の弁償請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

本規程は、2021年2月5日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役 職	報酬日額
評議員	10,000 円

別表2 理事、監事の報酬

役 職	報酬日額
理 事	10,000 円
監 事	10,000 円

\*ただし、財務諸表を監査し得る監事については、定款第18条に定める業務を行った場合に日額25,000円を支給する。

別表3 理事長の報酬

役 職	報酬月額
理事長	350,000 円